名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社パルズスタッフィング	宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目五番二十二号	水産練り製品製造

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第三十六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十五年七月四日法務省告示第二百四十三号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十六日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［略］		
株式会社岡本製作所	東京都昭島市松原町二丁目三番二十一号	溶接
株式会社二戸	東京都武蔵村山市伊奈平一丁目三十五番地の四	金属プレス加工
渡邊プレス工業株式会社	東京都武蔵村山市伊奈平一丁目七十一番地の一	溶接

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○法務省告示第三十七号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）附則第十三条第二項から第四項まで及び出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成二十九年法務省令第十九号）第三条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十七年四月十日法務省告示第二百七号の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十六日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［略］		
太陽ふぁーむ有限会社	北海道枝幸郡浜頓別町字共和三千六百三十九番地一	畜産農業

改正前		
二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容		
名称	所在地	実習内容
［同上］		
［項を加える。］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。